

江戸幕府の政治運営に見る格式

——享保一九年の「幕府日記」を素材に——

深井雅海

はじめに

一 将軍の「表出御」と謁見

(一) 月次御礼の仕組み

(二) 将軍へのさまざまな謁見

二 老中・若年寄による申し渡し

(一) 大名・旗本に対する申し渡し

(二) 御家人・大名家臣に対する申し渡し

むすびにかえて

はじめに

江戸時代は、格式社会である。儀式や年中行事のときのみならず、日常に行われる政治行為のなかにも、さまざまな格式が設けられていた。本稿では、そうした政治行為の際に、将軍へ謁見する場所や、老中・若年寄から申し渡しを受ける部屋に着目し、そこでは、大名・幕臣・陪臣などの

江戸幕府の政治運営に見る格式

身分・地位によって、いかなる格差が設定されていたのか、明らかにしたい。また、このような部屋による格差は、全般的にみると、どのような意味があったのか、考えてみたい。

なお、本稿で引用する史料は、とくに断らない限り、享保一九年(二七三四)の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』一卷、ゆまに書房、二〇〇七年、所収、以下「日記」と略す)である。

一 将軍の「表出御」と謁見

将軍吉宗は、享保一九年の場合、年始・八朔・五節句・嘉祥・玄猪などの年中行事を除くと、年三五回「表」の空間に出御し、さまざまな謁見をうけた。その内二八回は、表1に見えるごとく、月次御礼に合わせて、主に江戸城本丸御殿の白書院で謁見が行われた。それ以外では、三月一日・一九日、四月一五日・一八日、六月一日・一三日、十二月一日の

表1 将軍の「表」出御(享保19年〔1734〕)

月日	月次礼	その他の目見	場所	備考
正・15	○	○	白書院	
28	○	○	同上	
2・15	○	○	白書院 黒書院勝手	
28	○	○	白書院 大広間	かひたん 目見
3・15	×	○	黒書院	尾張家 参府謁見
19	×	○	黒書院 山吹間	紀伊家 暇謁見
28	○	○	白書院 黒書院勝手	
4・1	○	○	白書院	
15	×	○	黒書院	参勤礼
18	×	○	同上	暇礼
28	○	○	白書院	
5・1	○	○	同上	
15	○	○	同上	
28	○	○	同上	
6・1	○	○	同上	
11	×	○	黒書院	参勤礼
13	×	○	同上	暇礼
28	○	○	白書院 黒書院勝手	
7・1	○	○	白書院	
28	○	○	黒書院 白書院	加賀前田家 参勤謁見
8・15	○	○	白書院	
28	○	○	同上	
9・1	○	○	同上	
15	○	○	同上	
28	○	○	同上	
10・1	○	○	同上	
15	○	○	白書院 黒書院勝手	
28	○	○	白書院	
11・1	○	○	同上	
15	○	○	同上	
28	○	○	白書院 黒書院勝手	
12・1	○	○	白書院	
11	×	○	黒書院 山吹間	尾張家鷹場 帰府謁見
15	○	○	白書院	
28	○	○	白書院 黒書院勝手	
計	28	35		

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。

七回、将軍は「表」に出御している。このうち、三月一五日は尾張家の参府謁見、同一九日は紀伊家の暇謁見、一二月一日は尾張家の鷹場帰府謁見が、「奥」の「御座之間」で行われ、それに合わせての「表」への出御と思われる。また、四月一五日・一八日、六月一日・二三日の四回は、大名の参勤・暇御礼が集行的に行われている。以上の七回は、主に黒書院で謁見が行われた。

右にみたように、将軍に対する日常的な謁見の多くは、月次御礼に合わせて行われているので、まず、月次御礼はどのように行われるのか、その仕組みをみておこう。

(二) 月次御礼の仕組み

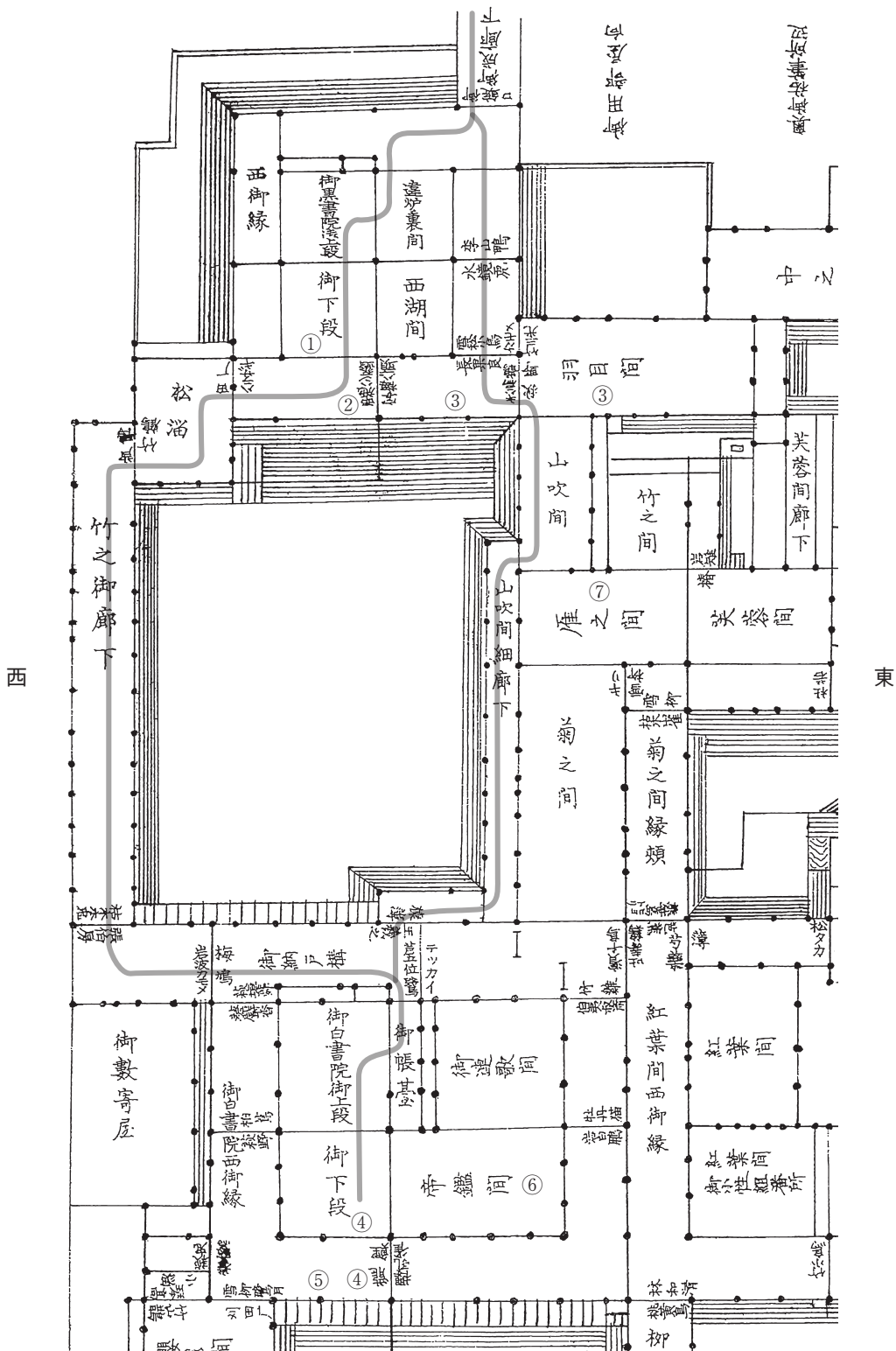
図1は、さまざまな絵図史料によって、月次の際の将軍の行動を復元し

たものである。また表2は、そのときにおける、大名・諸役人などの謁見順・謁見場所・謁見形式をまとめたものである。この図1・表2により、月次御礼の仕組みをみておこう。

将軍は、「奥」から御成廊下を通じて「表」に出御し、黒書院上段に着座する。最初に目見えるのは、御三家や加賀金沢前田家などの大廊下席である。官位の高い順に、下段下から一畳目(図1の①、以下同じ)に座って独礼を行う。続いて、近江彦根井伊家・陸奥会津松平家・讃岐高松松平家などの溜詰(溜之間詰)が、下段縁下から一畳目(②)に複数横並びで座って謁見する。

これが終わると、将軍は上段から下段に移り、そこに立御する。それ以前、雁之間詰大名(詰衆)は西湖之間東縁頬(③)、芙蓉之間役人や中之間衆などは羽目之間(④)に集団で着座していた(図2参照)。芙蓉之間役人は、殿席が同部屋(町奉行・勘定奉行・遠国奉行など、中之間衆は、殿席が同

図1 月次のときの将軍の行動と謁見場所



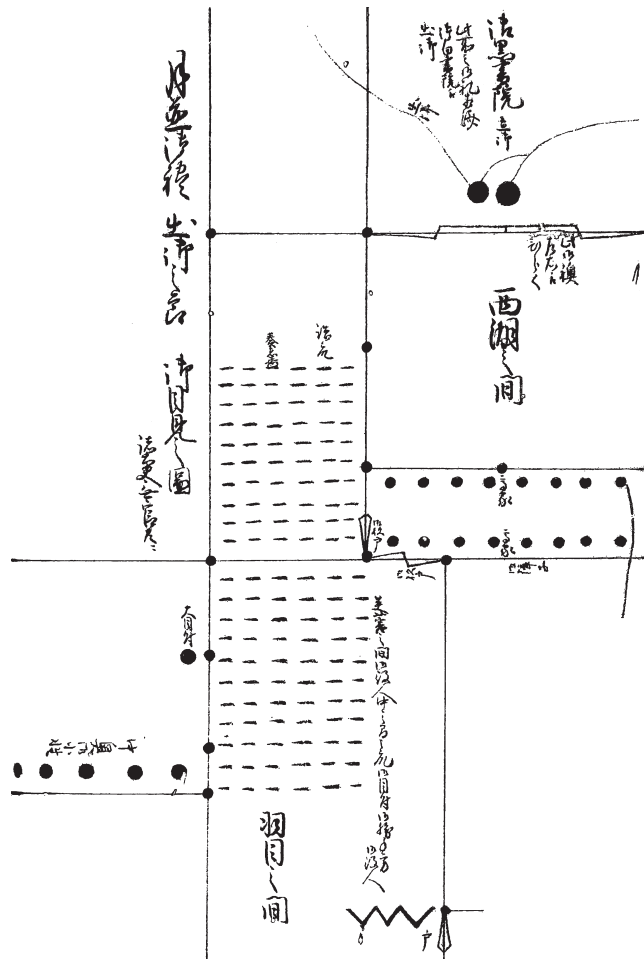
註 「御本丸表向御座敷絵図」(『徳川礼典録附図』)により作成。将軍の行動は推測も含む。

表2 月次における大名・諸役人の謁見場所と形式

殿席・役職	謁見順	謁見場所	謁見形式
大廊下席	①	黒書院下段下から1畳目	独礼
溜之間詰	②	黒書院下段縁頬下から1畳目	複数(4人くらい)
雁之間詰	③	黒書院西湖之間東縁頬	襖開き立礼
芙蓉之間役人・中之間衆など		羽目之間	
大広間席・帝鑑之間席	④	白書院下段(侍従以上)・縁頬(四品)	独礼
帝鑑之間席・柳之間席	⑤	白書院下段縁頬下から1畳目(諸大夫)	5人宛
諸番頭・諸役人	⑥	白書院帝鑑之間から紅葉之間西縁頬にかけて	襖開き立礼
菊之間縁頬詰	⑦	雁之間	入御の節集団

註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』1～7巻(東洋書林、2001～2002年)、高澤憲治監修『未刊松平定信史料』2巻(ゆまに書房、2017年)より作成。大広間席・帝鑑之間席については、侍従は下から1畳目、少将は下から2畳目、中将は下から3畳目に座って謁見した。

図2 雁之間詰(詰衆)、芙蓉之間役人など謁見の図



註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』3巻(東洋書林、2001年)260頁の図より引用。文章を一部削除した。

部屋の小普請奉行・勘定吟味役などである。将軍立御ののち、老中両名が左右から、下段と西湖之間との間にある襖を開き、立礼が行われた。

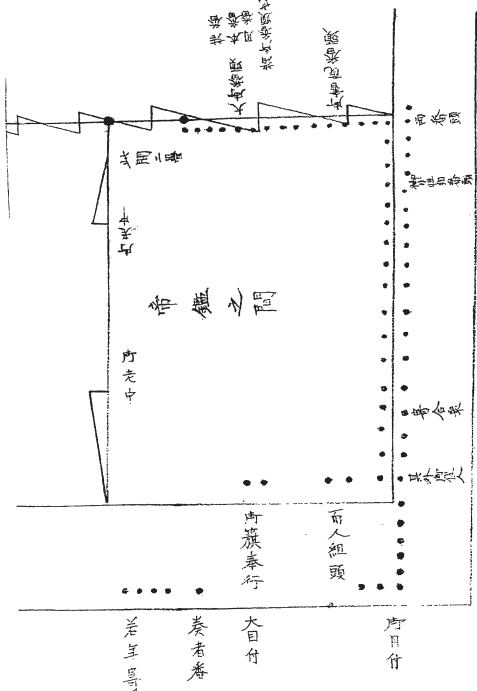
そののち将軍は、松溜・竹之廊下を通じて白書院に出御し、上段に着座する。ここで、まず大広間席と、帝鑑之間席のうち四品(従四位下)以上の大名が、独礼を行う④。座席は、中将が下段下から三畳目、少将が下段下から二畳目、侍従が下段下から一畳目、四品は縁頬下から一畳目である。つまり、官位が高い程、将軍に近い位置で謁見できることになる。ついで、帝鑑之間席と柳之間席の諸大夫(従五位下)大名が、縁頬下から一畳目

に、五人宛横に並んで目見えした⑤。

それが終了すると、将軍は上段から下段に降り、そこに立御する。これ以前、大番頭や書院番頭などの番頭や諸役人などが、帝鑑之間から紅葉之間西縁頬にかけて列座していた⑥、図3参照)。将軍立御ののち、老中両名が左右から、下段と帝鑑之間との間にある襖を開き、立礼が行われた。

こののち、将軍は上段に上がり、御帳台→納戸構→山吹之間細廊下→山吹之間→羽目之間の端→黒書院西湖之間と囲炉裏間の東側にある縁頬を通じて、「奥」へ入御した。この間、菊之間縁頬詰大名は、雁之間⑦に

図3 番頭・諸役人など謁見の図



註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』3
巻(東洋書林、2001年)342頁の図より引用。

集団で着座し、通御の謁見を行った。

以上が、月次御礼のおおよその状況である。

(二) 將軍へのさまざまな謁見

すでに表1で見たごとく、將軍の「表」への出御は、月次御礼に合わせたの白書院への出御(二八回)と、それ以外の黒書院への出御(七回)に分けられる。

まず、「奥」に近接する黒書院への出御からみよう。「史料1」は、「日記」の三月一九日条である(以下、史料中の傍線・点は筆者)。

〔史料1〕

御座の間

江戸幕府の政治運営に見る格式

御鷹三居
御馬三疋

右被進之、

屋御立帰、於御白書院西之御縁頼御老中被懸御目候

御黒書院

御暇
紀伊中納言殿

御対顔以前於竹之間御饗応有之、相済而為御礼從御部

紗綾五卷

同

同三卷

同

同二卷

同

同

同

同

同

同

御勝手より

- 紀伊殿家来
三浦長門守伯耆
- 水野美濃守
- 水野勘解由關駿
- 木下次郎四郎
- 芦川甚五郎伯耆
- 井関弥五助
- 畔柳甚左衛門
- 正木五郎右衛門
- 安藤札右衛門
- 小野杉右衛門

家督之御礼
寄合
頼小堀金十郎

初而
御目見
松平主膳主水

御太刀
銀馬代

(一一名略)

入御之節 御通かけ

山吹之間

家督

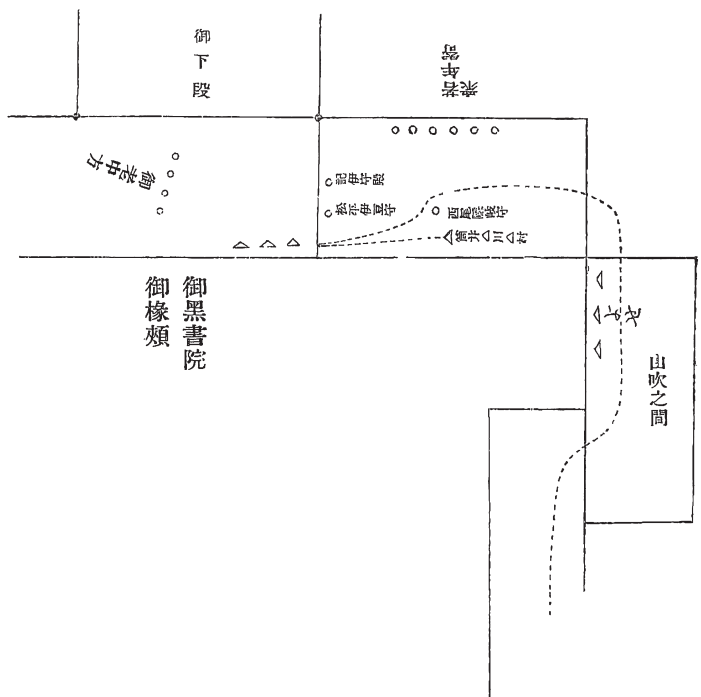
一同之御礼^{御禮}

右の「日記」によると、「奥」の「御座之間」で紀伊家当主の暇御礼が行われた後、将軍は黒書院に出御し、紀伊家家来一〇名の目見えが挙行された。ついで「御勝手より」で、旗本の家督御礼や初めての目見えが執り行われた。では、この「御勝手より」は何を意味するのであろうか。

時期は異なるが、国立国会図書館蔵「年録」によれば、幕末の安政二年（二八五）正月七日に、将軍は黒書院に出御し、御三家・溜詰大名などの七種の御礼が行われたのち、二名の官位の御礼があり、その後、「御勝手」で、下田へ出張して帰府した筒井肥前守（大目付）・川路左衛門尉（勘定奉行）・村垣与三郎（勘定吟味役）三名の謁見が執行された。このときの村垣与三郎の日記（『村垣淡路守公務日記之五』²）には、「御勝手・筒井肥前守・川路左衛門尉・自分順々罷出、名披露松平伊豆守、下田御用仕廻罷帰候旨、紀伊守殿御取合、大儀^与上意有之、上意を蒙難有うと御取合、済而自分順々引、山吹之間通り引」と記され、図（図4）が掲載されている。すなわち、村垣の日記から、「幕府日記」に記された、黒書院の「御勝手より」は、山吹之間に待機したのち、黒書院下段縁頬に出席して、謁見することであった。

さらに、「年録」の安政二年正月七日条の続きには、「入御之節 御通かけ 御勝手之方」として、地震の見分から帰府した勘定組頭の吉川幸七郎、下田出張から帰府した勘定吟味方改役の青山弥惣左衛門、同じく勘定・評定所留役の菊地大助、地震の見分から帰府した勘定の田辺彦十郎の目見えが行われている。この部分の村垣の日記には、「羽目・之間・御礼衆之脇江、駿州御城其外地震ニ付見分御用仕舞罷帰候御勘定組頭吉川幸七郎、下田御用仕舞青山弥惣^{（イ）}左衛門・菊地大助居付、入御之節、御目見相

図4 筒井肥前守他謁見の図（黒書院）



註 「村垣淡路守公務日記之五」（『大日本古文書 幕末外国関係文書 附録之三』）124頁の図より引用。文章を一部削除した。

済、奉行・同役付添」と記載されている。この場合の「御勝手之方」は、村垣の日記から、羽目之間であることがわかる。つまり、吉川ら四名は、羽目之間での七種の御礼衆の脇に着座し、将軍が「奥」へ入御するとき、通御の謁見をしたことになる。

一方、享保一九年三月一九日の「日記」（『史料一』）の末尾には、「入御之節 御通かけ 山吹之間」と記され、将軍が「奥」へ入御する際、山吹之間で、家督相続者一同の通御の目見えが行われたことがわかる（図5参照）。

つぎに、白書院への出御をみよう。「史料2」は、「日記」の二月十五日条である。

〔史料2〕

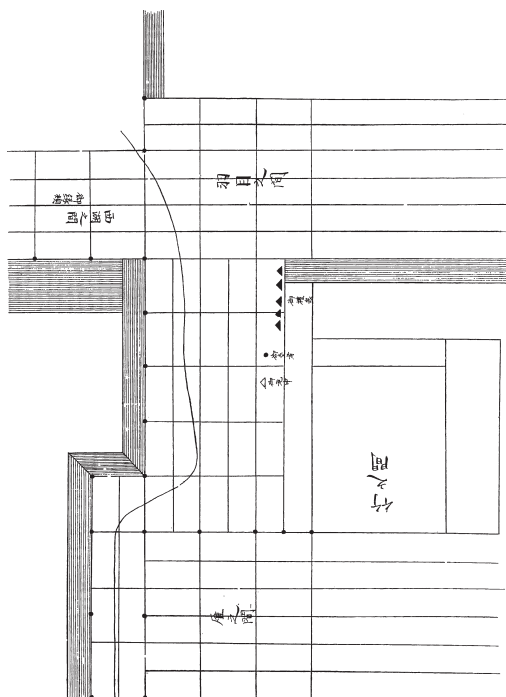
一、月次之御札相済

御白書院

銀馬代

参勤
松平対馬守
御暇
半年代
大久保出羽守
永井伊賀守
初而
石川播磨守
阿部因幡守

図5 山吹之間の通御の謁見



註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』1巻
(東洋書林、2001年)132～133頁の図より引用。

二束一卷
一束一卷
(中略)
御勝手より
金五枚
時服三羽織
同断
銀十枚
時服二ツ、
手綱二十筋
馬代
金五枚
同断
御次一同

同同
酒井越前守
植村土佐守
井上山城守
山口修理亮
年始之御札
知恩院方丈使僧
長香寺
同
京東福寺内
南明院
二条在番御暇
大番頭
曾我周防守
酒井日向守
同
同組頭
参上
甲府勤番支配
松野豊後守
大坂御目付代御暇
御使番
永井監物
御書院番
朽木和泉守組
溝口源右衛門
年始之御札
遠国寺社

紅縮緬二十巻
綸子十端

御筆一箱

同一箱

御納戸構

銀十枚

入御之節 御通かけ

御黒書院御勝手

箱肴

同
長崎町奉行

高島四郎兵衛

同
小法師勝見

同
石見せかれ

同 善太郎

二条在番御暇

同 両組大御番
同 せかれ共

参上
大坂御金奉行

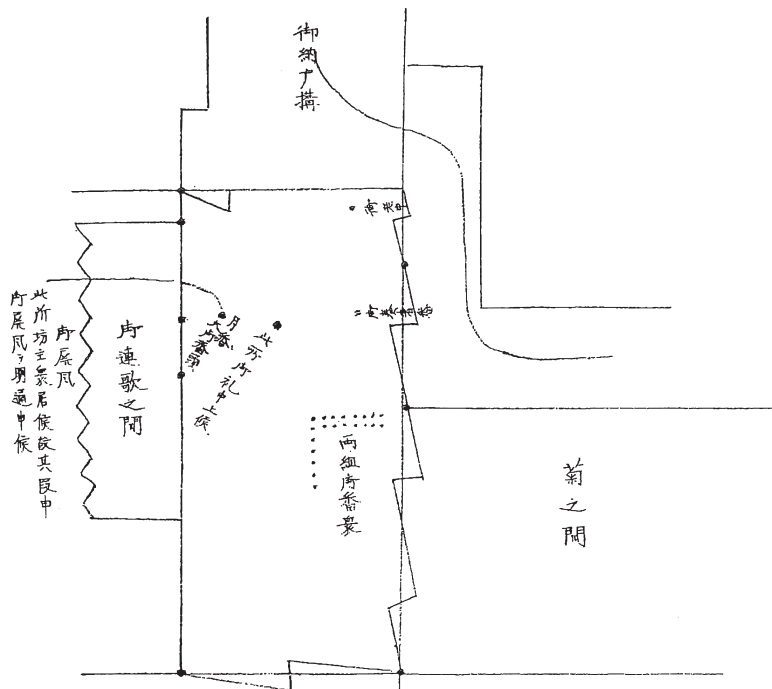
大岡小右衛門

これによると、月次御礼が一通り終わったのちに、ふたたび将軍が白書院などに出御し、他の謁見が執り行われたかに見える。しかし、そうではない。他の目見えも、月次御礼の行事の中に組み込まれていたのである。これは、将軍の負担を少しでも軽くするため、謁見が合理化されたものと思われる。

すなわち、表2と図1で示した月次御礼の大広間席・帝鑑之間席・柳之間席大名の謁見(④・⑤)の後に、「史料2」に見える大名の参勤・暇・寺社の年始御礼が行われたのである。ついで、「御勝手より」で、二条城在番の大番頭・同組頭の暇、甲府勤番支配の参上、大坂目付代の暇の目見えが執行された。これは、白書院勝手Ⅱ帝鑑之間に控えたのち、白書院下段縁頼に出席して、謁見することと思われる。

続いて、遠国寺社や長崎奉行などが、「御次一同」で、年始の御礼を

図6 在番番士の通御の謁見



註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』3巻(東洋書林、2001年)364頁の図より引用。

行った。この「御次一同」は、帝鑑之間、もしくはその東縁頼で集団により目見えすること考えられる。したがって、彼らも月次御礼により帝鑑之間で立礼が行われるとき、一緒に謁見したものと推測される。さらに、「御納戸構」で、二条城在番で赴任する大番士とその息子たちの謁見が挙行された。これは、将軍が月次御礼の際、白書院上段から御帳台を経て、納戸構を通るとき、通御の目見えとして行われた(図6参照)。最後に、「入

表3 将軍(名代世子)への謁見

行事	部屋	黒書院	同勝手	白書院	同勝手	同御次一同	同納戸構	計
大名参勤・暇		123		59				182
役人参上・暇		25		16	65	14	25	145
寺社礼				34		8		42
初目見		11	22	16		1	13	63
役儀・加増・官位礼		5		28				33
家督・隠居礼		3	6	8		1		18
婚姻・病後・歳暮礼				22	2		3	27
御三家家来目見		10						10
大名家来目見				10				10
計		177	28	193	67	24	41	530

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。役職しか書かれていない場合は1とした。10人未満は省略した。

御之節 御通かけ 御黒書院御勝手」により、参上した大坂金奉行の謁見が執り行われた。これも、将軍が月次御礼で「奥」へ入御する際、山吹之間から羽目之間を通るとき、羽目之間に控えた通御の目見えであった。このように、将軍へ謁見する場合、黒書院、その勝手より、白書院、その勝手より、御次一同、納戸構などの区別があった。この場所と行事との関係性をみたのが、表3である。年間で、五三〇名以上の目見えが行われている。多いのは、大名の参勤・暇礼と、役人の参上・暇礼である。両者を合わせると、六一・六%になる。ついで多いのが、初めての目見えの一一・八%である。したがって、将軍への謁見は、この三者が大半を占めていたといえよう。

では、この表を基に、将軍への目見えに、どのような格差が設けられていたのか、みてみよう。まず、部屋による違いがある。すでに指摘したごとく、黒書院・同勝手・白書院・同勝手での謁見は、基本的に対面形式である。これに対し、白書院御次一同は立

表4 役人の参上・暇に見る部屋の格式

部屋	白書院	同勝手	同御次一同	同納戸構	入御之節 黒書院勝手
職名など	大坂加番	伏見奉行	代官	書院番	二条鉄炮奉行
	駿府加番	大番頭・同組頭		大坂破損奉行	代官
	那須衆	書院番頭・同組頭		大番	漆奉行
		小性組番頭		代官	勘定
		甲府勤番支配		漆奉行	数寄屋頭
		遠国奉行		勘定	
		使番・書院番		呉服師後藤	
		使番・小性組			
		勘定吟味役			

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。

御の目見え、白書院納戸構や入御之節山吹之間・黒書院勝手(羽目之間)は、通御の目見えである。しかも、同じ行事でありながら、謁見する部屋が異なっていることにも注意する必要がある。主な行事ごとに、どのような格差がみられるのか、みてみよう。

大名参勤・暇礼は、黒書院と白書院で実行された。黒書院での謁見は、一二三名中ほとんど、九五%が四月一日・一日、六月一日・一日、四日の四日間に集中的に行われている。それ以外の目見えは、主に月次御礼のとき、白書院で実施された。それぞれの部屋のなかでは、下段の内へ

入って謁見できるか否か、独礼か集団かの区別があった。これには各大名の官位が影響しており、下段の内へ入って独礼できるのは侍従以上であった。⁽³⁾ つぎに、役人の参上・暇礼をみよう。表4は、役人などがどの部屋で参上・暇礼を行なったかをみたものである。これによると、白書院では大名役と交代寄合、同勝手では旗本のうち布衣役以上(ただし、小性組と書院番は御目見以上の役であるが、布衣役の使番と一緒に上使として出張している)、同御次一同・同納戸構・入御之節黒書院勝手で

は、御目見以上の役が、それぞれ謁見している。したがって、大名役と布衣役以上は対面形式、御目見以上は立御か通御の目見えを行ったことになる。これは、前述した村垣の日記の安政二年正月七日条に見える、勘定吟味役の村垣など布衣役以上の者は黒書院での対面形式の謁見、勘定組頭の吉川など格下の御目見以上の者は羽目之間での通御の目見えという記述と符号し、かかる格式が幕末期まで踏襲されていたことがうかがえる。

他の行事での格差については今回は省略するが、将軍への謁見は、目見えする者の身分・地位により、事細かに決められていたのである。すなわち、対面形式・立御・通御の謁見のいずれか、独礼か複数人・集団での目見えか、さらには、謁見する際の将軍との距離による格差などである。こうした格式が、大名の場合は殿席と官位により、役人の場合は、大名役・布衣役以上・御目見以上という地位により、定められていた。かかる大名・諸役人が、日常的に謁見するときの行事や部屋は表3に示したとおりであるが、このような目見えは、将軍が「表」に出御するとき、とくに、月次御札に組み込まれて行われるところに特徴があったといえよう。

檜間	柳間	大廊下	計
			230
9	2		209
		52	183
			141
			132
			58
			38
11	3		37
			34
			18
	16		16
			15
			15
			13
			11
			8
			8
			5
20	21	52	1171

表6 若年寄による申し渡し

行事	部屋 躰躰間	焼火間	右筆部屋 縁類	菊間 縁類	新部屋	納戸前	計
役職任・免	7	32	1	2			42
拝領物・褒美下賜	4	15			1	1	21
跡目・養子申渡			1			5	6
大坂城代引渡・大坂目付代仰付			4				4
使者仰付			3				3
計	11	47	9	2	1	6	76

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。

二 老中・若年寄による申し渡し

「表」の長官・副長官にあたる老中・若年寄は、大名・幕臣・陪臣に対し、日々さまざまな申し渡しを行っていた。享保十九年一年間における行事と部屋の関係性についてみたのが、表5と表6である。これによると、老中・若年寄が申し渡した人数は一二四名に及び、なかでも、老中が圧倒的に多いことがわかる。老中が申し渡した行事の内訳をみると、跡目、

拝領物・褒美下賜、役職任免、番入が六〇・八％、これに御三家使者に逢うを加えると七六・四％となり、大部分を占める。つまり、御三家使者との面会を除くと、家督相続と役職関係、拝領物と褒美下賜が多く、これは若年寄も同様であった。

注意すべきは、同じ行事を申し渡す場合に部屋が異なっていることである。ここに、申し渡しを受ける者の身分・地位に応じて、部屋を変えていたことがうかがえる。

では、大名・旗本と、御家人・大名家臣に項を分けて、それぞれに対する主な申し渡しの実状をみてみよう。

表5 老中による申し渡し

行事	部屋 黒・白書院 西縁類	白書院 縁類	黒書院 溜	羽日間	雁間	芙蓉間	右筆部屋 縁類	菊間	菊間 縁類	中間	帝鑑間	躑躅間	焼火間
跡目申渡						3		168				59	
拝領物・褒美下賜		3		8		39	46					91	11
御三家使者逢						1						130	
役職任・免他			2			2	98					8	31
番入						7			70	4		51	
縁組申渡		54						4					
官位仰付		17	1			19	1						
内書・奉書渡			7	6		2						8	
巢鷹・鶴・雁下賜		3			24	7							
組中引渡										4	11	3	
寺社・楽人暇													
発足・帰着逢			15										
御三家と逢	15												
町医師目見仰付												13	
日光准后使者逢													11
住職申渡		8											
朱印・下知状伝達		1	4			3							
名代・使申渡						5							
計	15	86	29	14	24	88	145	172	70	8	11	363	53

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。

(二) 大名・旗本に対する申し渡し

a 跡目・番入・役職任免の申し渡し

まず、跡目の申し渡しから、实例を揭示しよう。

〔史料3〕「日記」三月九日条

但馬守嫡子

土屋左門

名代

土屋平八郎

右被為

召、亡父但馬守遺領無相違被下、雁之間席被

仰付之旨、

〔史料4〕「日記」九月三日条

森川源之允

同道

井上遠江守

右被為

召、内膳正願置候通賀養子被

仰付、遺領無相違被下之

〔史料5〕「日記」五月三日条

菊之間

跡目

表高家

表高家

式部惣領

横瀬左衛門

御使番

三六郎惣領

堀十蔵

名代

津田外記

土屋甚助支配
丹波守惣領
竹田藤右衛門

(二一名略)

御数寄屋坊主

大久保下野守組
久務子
益池了意

右御老中列座、伊豆守申渡之、若年寄衆侍座

〔史料3〕は、常陸土浦城主(九万五〇〇石)土屋陳直が享保一九年正月一六日に死去したため、その遺領相続を息子左門(当時三歳)に、〔史料4〕は、下総生実一万石の領主森川俊常が同年七月一日に没したため、その遺領相続を婿養子の源之允俊令に、それぞれ許可した記事である。共に、老中列座のうえ、芙蓉之間において、月番老中の松平乗邑、本多忠良から仰せ渡された。一方、〔史料5〕は、同年五月三日に、旗本の横瀬・堀・竹田など一四名と、御目見以下の数寄屋坊主益池了意が家督相続を許された記事である。こちらは、老中列座・若年寄侍座のうえ、菊之間において、月番老中の松平信祝から申し渡された。

大名の跡目は芙蓉之間、旗本の跡目は菊之間で行われるという区別があることがわかる。

ついで番入をみよう。一般的な旗本は、中奥番・小性組・書院番・新番・大番・小十人などの番士になったのち、昇進するのが通例であった。こうした番士に就任することを番入という。各番士の番入・番替をみよう。

〔史料6〕 「日記」九月二九日条

御小性組
滝川播磨守組
荒川助九郎

(四名略)

右中奥御番被 仰付之旨、於芙蓉之間御老中列座、中務大輔殿被仰渡之、若年寄衆侍座

〔史料7〕 「日記」四月一六日条

同 三浦肥後守組
細井鉄三郎
同 小笠原石見守組
美濃部織部

小普請 大岡忠四郎支配
中川多宮
同 土屋甚助支配
問宮左衛門

右大御番江御番入被 仰付之旨、於菊之間御縁頼御老中列座、御同人被仰渡之、

〔史料8〕 「日記」九月一三日条

弘方御納戸
矢部主膳
大御番 杉浦出雲守組
森川金十郎

(二一名略)

右新御番江御番替被 仰付之旨、於中之間御老中列座、中務大輔殿被仰渡之、若年寄衆侍座

〔史料9〕 「日記」五月一三日条

小普請 建部民部少輔支配
新家勝之助
吉田条次郎

柘植甚四郎

久留嶋数馬支配

鈴木一学

西川次郎吉

板川松之助

永見新右衛門支配

佐久間十次郎

奥村定五郎

(二三名略)

右小十人組江御入人被 仰付之、百俵十人扶持令以下之者者勤候内百俵十人扶持之高被成下旨、於躑躅之間御老中列座、(老中・松平乗邑)左近将監殿被仰渡之、若年寄衆侍座

〔史料6〕は、小性組三名・書院番一名・小普請三名の計七名が中奥番、〔史料7〕は小普請二名が大番、〔史料8〕は納戸一名・大番二名・西丸小十人一名の計四名が新番、〔史料9〕は小普請三〇名が小十人に、それぞれ任命された記事である。いずれも、老中列座のうえ、月番老中から仰せ渡されている。異なるのは、申し渡された部屋である。中奥番は芙蓉之間、大番は菊之間縁頼(なお、小性組・書院番も同じ)、新番は中之間、小十人は躑躅之間である。つまり、任命される役職の格によって、部屋が決められていたことになる。

つぎに、役職任・免などの記事をみよう。

〔史料10〕 「日記」六月六日条

牧野河内守

名代

牧野因幡守

右病氣ニ付願之通御役 御免、雁之間席被 仰付之旨、於御黒書院

溜御老中列座、左近将監殿被仰渡之

〔史料11〕 「日記」五月二二日条

松平玄蕃頭
名代

井上河内守

右病氣ニ付御役 御免相願候寺社奉行被成 御免、御奏者番者可

相勤旨、於芙蓉之間ニ御老中列座、伊豆守申渡之

〔史料12〕 「日記」一二月五日条

御勘定奉行

松平隼人正

名代

神谷武右衛門

右病氣ニ付願之通御役 御免之旨、於御右筆部屋縁頼御老中列座、

(老中・松平信俊)
御同人被仰渡之

〔史料13〕 「日記」八月五日条

御藏奉行

曾根五兵衛

御勘定

関 忠大夫

宮城若狭守支配

大久保内蔵助

松野豊後守支配

江守伝十郎

右御代官被 仰付旨、於御右筆部屋縁頼御老中列座、左近将監殿被仰

渡之

御勘定

渡部才次郎

御藏奉行

曾根五兵衛跡

右於同席御老中列座、御同人被仰渡之、細田丹波守召連罷出候

御代官

増田太兵衛

岡田庄太夫

小林孫四郎

永井孫次郎

右場所替被 仰付之旨、於同席御同人被仰渡、同人召連罷出候

御代官
御代官(符)

室七郎右衛門

右支配所増高被 仰付之旨、於同席御同人被仰渡之、右同人召連罷出候

役職の任命については、大名役・諸大夫役・布衣役は、「奥」の「御座之間」で、將軍自ら命じた。享保一九年の場合、その任命は六三名に及ぶ。⁴⁾

しかし、布衣以上の役職であっても、免職は「表」の空間で老中から申し渡された。「史料10」は、京都所司代牧野英成が、黒書院溜において、老中列座のうえ、月番老中の松平乗邑から免職を仰せ渡された記事である。

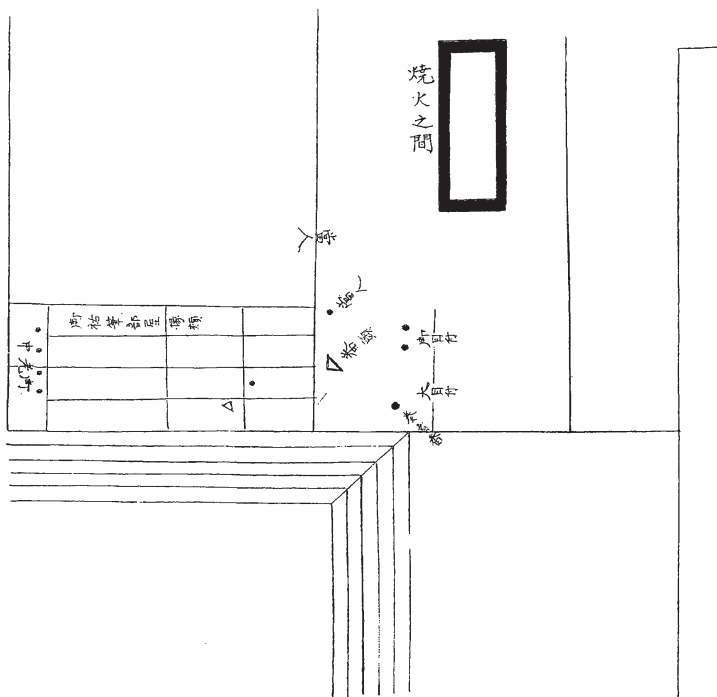
また「史料11」は、奏者番兼寺社奉行の松平忠暁が、芙蓉之間において、月番老中の松平信祝から寺社奉行の免職を、「史料12」は、勘定奉行の松平政穀が右筆部屋縁頼において、同じ月番老中の松平信祝から免職を命ぜられた記事である。侍従の京都所司代は黒書院溜、大名役の寺社奉行は芙蓉之間、旗本・諸大夫役の勘定奉行は右筆部屋縁頼と、それぞれ申し渡しを受けた部屋が異なっていることがわかる。役職の格が部屋に反映されていたといえよう。

一方「史料13」は、御目見以上の役職任命の記事である。前半は、代官と蔵奉行の任命が、右筆部屋縁頼において、老中の松平乗邑により行われたことを示す。後半では、代官の場所替えと支配所の増高が、同部屋で仰せ渡されている。御目見以上の役職の任命は、おおむね右筆部屋縁頼で実

行されたが、その職務に係わる申し渡しも、同部屋で行われたのである(図7参照)。

なお、『森山孝盛日記』によると、孝盛は、明和八年(一七七二)三月二六日に菊之間において家督を相続し、安永二年(一七七三)四月二六日、菊之間縁頼において大番に番入を命ぜられ、天明四年(一七八四)九月一四日、右筆部屋縁頼において小普請組支配組頭に昇進、さらに、寛政二年(一七九〇)九月一日、「奥」の「御座之間」において、將軍から布衣役の

図7 祐筆部屋縁頼での任命



註 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』3巻(東洋書林、2001年)319頁の図より引用。文章を一部削除した。

徒頭に任命されている⁽⁵⁾。正に、享保一九年における申し渡ししの部屋が、そのまま踏襲されていることが明らかである。

b 官位の申し渡し

官位についても、申し渡す部屋が異なっているので、それをみよう。

〔史料14〕「日記」一〇月二日条

井伊因幡守

右被任侍従之旨、於御黒書院溜御老中列座、左近将監申渡之

〔史料15〕「日記」十二月一日条

丹羽左京大夫

四品

下総守嫡子

松平熊千代

右被 仰付之旨、於御白書院御縁頼御老中列座、伊豆守申渡之

九鬼豊之助

関 三次郎

松浦大膳

森川源之丞

(五名略)

御書院番頭

米津小太夫

御小性組番頭

福島左兵衛

同

高力平八郎

同

戸田藤五郎

江戸幕府の政治運営に見る格式

右諸大夫被 仰付之旨、於右同席御老中列座、同人申渡之

御勘定奉行

神谷武右衛門

小普請奉行

石河庄五郎

西丸御留守居

梶四郎兵衛

定火消

小笠原大膳

御使番

遠山左京

(二〇名略)

元方御納戸頭

松波金五郎

弘方御納戸頭

杉田源左衛門

西丸御納戸頭

上野与惣兵衛

奥御右筆組頭

蜷川八右衛門

同

岡本弥一郎

右布衣被 仰付之旨、於芙蓉之間御老中・豊前守殿列座、同人申渡之、若年寄衆侍座

徳川鶴千代殿家老

山野辺主水正

右者鶴千代殿御願之通家来壺人諸大夫被 仰付之旨、右於同席御老中列座、同人申渡之

〔史料16〕「日記」八月一五日条

小堀仁右衛門

右布衣被 仰付之旨、於御右筆部屋縁頼御老中列座、伊豆守殿被仰渡之

〔史料14〕は、近江彦根井伊家の世子直定が、一〇月二日、黒書院溜において、月番老中の松平乗邑から侍従に任じられた記事である。また、〔史料15〕の二月一八日には、四品・諸大夫・布衣任命が、集中的に行われている。これは、年中行事の一つとして位置づけられた官位任命である。これによると、四品は丹羽高寛・松平熊千代両名が白書院縁頼で、諸大夫は大名・役人など二六名が同部屋で、布衣は諸役人一七名が芙蓉之間で、月番老中の松平信祝から申し渡された。四品と諸大夫は白書院縁頼、布衣は芙蓉之間という違いがみられる。

ところが、〔史料15〕の末尾にみえる山野辺主水正（義達）は、諸大夫の任命でありながら、芙蓉之間で申し渡しが行われている。〔史料16〕にみえる小堀仁右衛門（惟貞）も、布衣の任命でありながら、右筆部屋縁頼で行事が実施された。これは、山野辺は水戸家の家老Ⅱ陪臣、小堀は布衣役ではない京都代官のため、それぞれ部屋格を下げて、申し渡しが実行されたものと推測される。

c 朱印・黒印下知状の申し渡し

つぎに、朱印・黒印下知状の申し渡しをみよう。

〔史料17〕 「日記」 二月一五日条

右於奥先達而所替之 御朱印頂戴之由

黒田豊前守
本多伊予守

右先達而村替之 御朱印於御白書院御縁頼御老中列座、伊豆守殿被仰渡頂戴之

右先達而所替之 御朱印於芙蓉之間御老中列座、右御同人被仰渡頂戴之

〔史料18〕 「日記」 七月一日条

一、稲葉佐渡守拝領物於羽目之間御老中列座頂戴之、以後於御黒書院溜 御黒印御下知状御老中列座、讃岐守殿御渡候

〔史料19〕 「日記」 八月二〇日条

右近々発足付而御黒書院溜御老中列座江罷出、伊豆守 御黒印御下知状等相渡之候

御使番
徳山五兵衛
御小性組
滝川播磨守組
土屋長三郎
御使番
金田采女

右近々大坂・駿府江発足付御黒書院溜御老中列座江罷出、右同人奉書等相渡候

〔史料17〕の二月一五日には、朱印状の交付を三箇所で行っている。

冒頭の両名は、「奥」で所替えの朱印状が伝達された。これは、黒田直邦は西丸老中、本多忠統は若年寄を務めていたためと思われる。あとの二箇所は、「表」の白書院縁頼と芙蓉之間で、月番老中の松平信祝から、村替え・所替えの朱印状が仰せ渡された。両者の違いは、佐竹義峯は二〇万五八〇〇石余の国持大名、土岐頼稔は三万五〇〇〇石、本多正矩は四万石の一般的な大名である。ただし、当時、土岐は京都所司代、本多は奏者番を務めており、とくに土岐が在府していれば、「奥」で伝達された可能性もある。

〔史料18〕は、大坂城代の稲葉正親が赴任にあたって黒印下知状を、〔史料19〕の冒頭は、駿府城番の松平民部が同じく発足にあたって黒印下知状を、月番老中から渡された記事である。役職の格の違いにもかかわらず、共に伝達場所が同じであることから、黒印下知状の伝達は、黒書院溜で行われる慣例になっていたものと思われる。このことは、幕末の安政三年（二八五六）七月二八日に箱館奉行に任命された村垣範正が、任地に赴くにあたって、老中から下知状と同役堀利熙への奉書を渡された九月二九日の「日記」⁶に、「松溜（黒書院溜）定例之處、御見分物ニ而差支、此御席（竹之間）ニ相成ル」と記載されていることから明らかである。なお、諸役人に奉書を渡す部屋についても、黒書院溜が使用されたことは、〔史料19〕の後半にみえるとおりである。

d 拝領物・褒美下賜の申し渡し

ついで、拝領物と褒美の下賜をみよう。

〔史料20〕 「日記」 六月二八日条

江戸幕府の政治運営に見る格式

一、土岐丹後守拝領物、於羽目之間御老中列座頂戴之
一、大久保山城守・酒井山城守・丹羽式部少輔・酒井紀伊守・藤堂肥後守・窪田肥前守拝領物、御白書院御縁頼・芙蓉之間於両席御老中列座頂戴之、両組中江之拝領物右両人江左近將監殿被仰渡之
一、両組頭拝領物、於躑躅之間左近將監殿出座頂戴之

〔史料21〕 「日記」 十一月一日条

一、太田備中守拝領物、於羽目之間御老中列座頂戴之、以後於御黒書院溜 御黒印御下知状御老中列座、御同人御渡候
一、水野丹波守拝領物、於芙蓉之間御老中列座、御同人被仰渡、若年寄衆侍座

〔史料22〕 「日記」 五月二五日条

金三枚 小普請奉行
時服二 山岡但馬守

右紅葉山 御宮後土手并吹上御茶屋御普請御用相勤候ニ付被下之旨、
於御芙蓉之間御老中列座、伊豆守申渡之、若年寄衆侍座

銀十枚 小普請方
生野弥三郎

右同断 御宮後土手御普請御用相勤候ニ付被下之旨、於御右筆部屋縁頼同人申渡之、若年寄衆侍座、石野筑前守召連罷出候

銀五枚 小普請方
木村三右衛門

右吹上御茶屋御普請御用相勤候ニ付被下之旨、於同席同人申渡之、若年寄衆侍座、石野筑前守召連罷出候

〔史料20〕の一条目は、京都所司代として赴任する土岐丹後守（頼稔）に対する拝領物下賜、二条目は、大久保山城守（忠胤）・酒井山城守（忠休）・

丹羽式部少輔(薫氏)の三名は大坂加番としての暇、酒井紀伊守(忠貫)・藤堂肥後守(良端)両名は大坂城在番として赴任する大番頭の暇、窪田肥前守(忠任)は長崎奉行としての暇のときの拝領物下賜、三条目の両組頭は、大番頭の酒井・藤堂の部下として大坂へ赴く際の拝領物下賜である。また〔史料21〕の一条目は、大坂城代として赴任する太田備中守(資晴)に対する拝領物下賜、二条目の水野丹波守(分實)は、太田に大坂城を引き渡すため派遣される小性組番頭であり、その暇の拝領物下賜である。こうしてみると、京都所司代や大坂城代に対する下賜は羽目之間、大名の大坂加番に対する下賜は白書院縁頼、旗本諸大夫役の大番頭・小性組番頭・長崎奉行に対する下賜は芙蓉之間、御目見以上の役である大番組頭に対する下賜は躑躅之間という区別があることが明らかである。

かかる区別は、褒美下賜の場合も同じである。〔史料22〕は、紅葉山東照宮後の土手や、吹上にある茶屋の普請を務めた小普請方役人に対する褒美下賜の記事である。諸大夫役の小普請奉行は芙蓉之間、御目見以上の役の小普請方は右筆部屋縁頼で行事が行われていることがわかる。

(二) 御家人・大名家臣に対する申し渡し

a 御家人の跡目に関する申し渡し

まず、御家人の跡目に関する申し渡しからみよう。

〔史料23〕「日記」三月二日条

躑躅之間

跡目

表御台所人

(老中松平乗徳)

右御同人被仰渡之、若年寄衆侍座

〔史料24〕「日記」一二月二二日条

御納戸前

隠居家督

右若年寄衆列座、西尾隠岐殿被申渡候由

〔史料25〕「日記」一二月七日条

御納戸前

跡目

諏訪若狭守組
助五郎子

加藤長七
名代

川俣庄右衛門

西丸御膳所御台所人
与十郎惣領

石崎伴三郎

表御台所人
源七郎惣領

高橋義左衛門

大久保下野守組
堤丈右衛門

名代

光岡兵助

実子

同 市之進

御鉄炮師

胝 惣八郎

実子

同 伊八郎

御鍛冶
市之丞子

下坂辺八

右本多伊予殿被申渡候

「天保年間諸役大概順」によると、御目見以下の御家人については、譜代席・譜代准席（二半場）・抱の三つの身分があるとされる。譜代席は、「上下役、熨斗目・白帷子・継上下着用」で、躑躅之間において家督相続が許される身分である。ただし、身分は譜代席であっても、「上下役」以下の者は、羽織・袴を着用し（熨斗目などは着用不可）、焼火之間において家督相続が許されたといわれているが、享保一九年の「日記」ではみあたらない。譜代准席は、天保末年以前には「二半場」と称し、役職によっては、熨斗目・白帷子・継上下を着用し、「席」において家督相続が許された。抱の者は一代抱で、隠居相続は許されず、「身寄」の者が新たに抱入として採用された。⁽⁷⁾

〔史料23〕は、躑躅之間で、若年寄侍座のうえ、月番老中から跡目を命じられているので、譜代席上下役の者の家督相続と思われる。一方、〔史料24〕と〔史料25〕は、若年寄から納戸前において、跡目を申し渡されているので、「上下役」以下の者、あるいは「鉄炮師」・「鍛冶」などの職人の相続であろう。このように、御家人の内でも上下役か否かによって格差が設けられており、以下の者は「納戸前」で家督を申し渡されたのである。

b 役職任命の申し渡し

御家人役についても、役職によって申し渡す部屋が異なっているので、それをみてみよう。

〔史料26〕「日記」三月一八日条

富士見
御宝蔵番

御鳥見

津田吉三郎

右被 仰付之旨、於躑躅之間若年寄衆列座、太田備中殿被申渡候之由

御屋敷添番

小普請
松平阿波守組
遠山伝四郎

一位様
奥火之番

大久保下野守組
小林彦十郎

松平阿波守組
児島十蔵

進物取次上番

御勘定奉行支配
稻森勘三郎

右被 仰付之旨、於焼火之間若年寄衆列座、右同人被申渡候由

〔史料27〕「日記」四月一日条

御徒

蜂屋民部組

阿佐美左太夫

美濃部一学組与頭
松井定右衛門跡

同
神保源五左衛門組

大井市右衛門

同組与頭
藤田喜右衛門跡

右於躑躅之間若年寄衆列座、本多伊予殿被申渡候由

〔史料28〕「日記」三月八日条

御数寄屋

原田平入

御数寄屋組頭
加藤春悦跡

右被 仰付之旨、於躑躅之間若年寄衆列座、太田備中殿被申渡候由

〔史料29〕「日記」七月二七日条

大久保下野守組
卯木伊左衛門

一位様
御広敷添番

右被 仰付之旨、於焼火之間若年寄衆列座、本多伊予殿被申渡候由

役職に任命される部屋は、躰躰之間と焼火之間の二通りみられる。鳥見・徒組頭・数寄屋組頭などは躰躰之間、屋敷添番・奥火之番・進物取次上番・広敷添番などは焼火之間で任命された。これらの役職の身分や役高をみると、鳥見は譜代席で八〇俵高、徒組頭は抱で二五〇俵高、数寄屋組頭は譜代准席で四〇俵扶持、屋敷添番は不明、奥火之番は譜代席で八〇俵高、進物取次上番は譜代席で五〇俵扶持、広敷添番は譜代席で一〇〇俵高である。また役順をみると、躰躰之間で命をうけた鳥見は御目見以下の一位、徒組頭は一位と上位にあるが、数寄屋(坊主)組頭は一一〇位と下位の方である。他方、焼火之間で命をうけた広敷添番は二一位、奥火之番は三七位、進物取次上番は四八位である。したがって、躰躰之間と焼火之間に分ける基準がはっきりしないので、この点は今後の課題としておきたい。

c 拝領物・褒美下賜の申し渡し

つぎに、拝領物と褒美の下賜をみよう。

〔史料30〕「日記」五月二五日条

銀七枚
小普請方改役
藤井孫十郎

右紅葉山 御宮後土手御普請御用相勤候ニ付被下之旨、於躰躰之間
若年寄衆列座、水野沓岐殿被申渡候

銀三枚
小普請方改役
水野三右衛門

右吹上御茶屋御普請御用相勤候ニ付被下之旨、於同席若年寄衆列座、
同人被申渡候

銀七枚

棟梁
依田淡路

右紅葉山 御宮後土手并吹上御茶屋御普請御用相勤候ニ付被下之旨、
於焼火之間若年寄衆列座、同人被申渡候

銀二枚

棟梁
大谷平太夫

右吹上御茶屋御普請御用相勤候ニ付被下之旨、於同席若年寄衆列座、
同人被申渡候

〔史料31〕「日記」三月一六日条

金十両

御徒目付
内田惣左衛門

右道中筋為御用被遣候ニ付被下之旨、於焼火之間若年寄衆列座、太田
備中殿被申渡候

〔史料32〕「日記」一二月二七日条

十人扶持

観世太夫倅
観世三十郎

五人扶持

藤右衛門倅
山田吉右衛門

右御能之節罷出候御用相勤候ニ付被下之旨、於焼火之間西尾隠岐殿被
申渡候由

焼火間	檜間
御家人役他	大名家来
御家人役他	
	大名使者
	大名使者

〔史料33〕「日記」十一月九日条

時服三羽織

秋元但馬守家来

高山伝右衛門

時服二羽織

木呂子吉兵衛

同

村岡兵右衛門

同

根岸源兵衛

同

加藤角太夫

右仙波

御宮御修復御用相勤候ニ付被下之旨、於檜之間御同人被

仰渡頂戴之

〔史料34〕「日記」十二月一六日条

時服二

南部修理太夫家来

関新兵衛

右御馬御用相勤候ニ付為御褒美被下旨、於檜之間右御同人被仰渡、

拝領物頂戴之、馬役之者江も銀子被下之旨書付を以新兵衛江御同人被

仰渡之

〔史料30〕は、〔史料22〕で紹介した小普請方役人に対する褒美下賜の

記事の続きである。既述したごとく、諸大夫役の小普請奉行は芙蓉之間、御目見以上の役の小普請方は右筆部屋縁頼で月番老中から申し渡されたが、同じ御目見以上の役の小普請方改役は、躑躅之間で、月番若年寄から褒美下賜を命じられた。これは、同役の藤井孫十郎（智恒）・水野三右衛門（禮孝）両名が、当時御家人身分であったためと思われる。すなわち両名は、後年の元文三年（一七三八）に「班をすすめられて」旗本に列し、小普請方に任命されている⁽⁸⁾。したがって、享保一九年当時は御家人身分のまま旗本役を務めていたことになり、それゆえ格下の躑躅之間で、若年寄から申し渡されたものと思われる。

江戸幕府の政治運営に見る格式

表7 申し渡し内容と部屋の関係

行事	部屋	白書院 縁頼	黒書院 溜	羽目間	雁間	芙蓉間	右筆部屋 縁頼	菊間	菊間 縁頼	躑躅間
跡目申渡						大名		旗本		御家人
拝領物・褒美下賜	大名			所司代・ 城代・高家		旗本 諸大夫役	旗本役			御家人身分 の旗本役
番入						中奥番			書院番・ 大番など	小十人・ 納戸など
役職任・免他			所司代・ 奏者番免職			寺社奉行 免職	旗本役			御家人役
官位仰付	四品・ 諸大夫		侍従			布衣				
内書・奉書渡			旗本役	旗本役		旗本役				御三家使者
朱印・下知状伝達	国持大名	城代・旗本役				大名				
巢鷹・鶴・雁下賜	御三家				大名	大名				
大名使者と逢										御三家使者

註 享保19年の「幕府日記」(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』1巻、ゆまに書房、2007年、所収)により作成。

一方、一般的な御家人役の徒目付や、棟梁などの職人・能役者は、「史料30」の後半や「史料31・32」に見えたとおり、焼火之間で月番若年寄り命を受けた。

また「史料33」は、武蔵川越城主(六万石)秋元但馬守(番房)の家来五名が、仙波宮の修復を務めたことにより、「史料34」は、陸奥盛岡城主(二〇万石)南部修理大夫(利根)の家来が「御馬御用」を務めたことにより、それぞれ月番老中から、檜之間において、褒美下賜を仰せ渡された記事である。ここから、大名家臣・陪臣への下賜は檜之間で行われたことがわかる。

今迄みてきた、老中・若年寄による申し渡し内容と部屋の関係についてまとめたのが、表7である。これによると、申し渡しを受ける部屋は、格によって、大きく三つに分類できるといえよう。白書院縁類・黒書院溜・羽目之間・雁之間・芙蓉之間では、大名や大名役・旗本のうち布衣役以上が申し渡しを受けており、格の高い部屋といえる。御目見以上の一般的な旗本は、菊之間で跡目、その縁類で番入を行い、右筆部屋縁類で他の役職に昇進した。したがって、これらの部屋は使用頻度が高く、全体の三三％を占める。格の低い部屋は、躑躅之間・焼火之間・檜之間の三部屋で、主に御家人や陪臣が申し渡しを受けた。その中でも、躑躅之間と焼火之間は御家人、檜之間は陪臣という区別があった。とくに躑躅之間は利用度が高く、全体の三〇％近くの人が、ここで申し渡しを受けたのである。

むすびにかえて

將軍への謁見の場所や、老中・若年寄による申し渡しが行われる部屋をみると、日常的に行われる政治の舞台が明らかとなる。その場所は、図8

に示したごとく、將軍が月次に出御する黒書院と白書院、及びその東側に位置する空間である。とくに、日常的に行われる謁見は、月次御礼の式のなかに組み込まれており、このことは、当初將軍の職務を軽減することにより目的があったものと思われるが、結果的に格を細かく設定することになり、ひいては格を強調することになった。

格を設定する基準は、將軍との距離である。これは、老中・若年寄による申し渡しの場にも適用された。図8に見える、格の高い松溜(溜之間)・羽目之間・雁之間・芙蓉之間などは、將軍の御座所である黒書院上段に近く、格の低い焼火之間・躑躅之間・檜之間は遠い。一般的な旗本に使用される菊之間・菊之間縁類・右筆部屋縁類は、その中間にある。

このように、將軍への謁見のときのみならず、日常的に行われる、老中・若年寄による政治行為の場にあっても、將軍との距離を意識させる部屋割りとなされていたことが、將軍の権威を高め、また格を細かく設定することにより秩序を維持し、政治の安定をもたらしたものと思われる。

註

(1) この「幕府日記」は、吉成香澄氏の「解説」によると、奏者番の記録とされる。実際、引用史料の謁見者の右側に記される官職名は、当時の奏者番の官職名である。たとえば、「史料1」の「三浦長門守」右の「伯耆」は本多伯耆守、「水野勘解由」右の「隠岐」は西尾隠岐守、「松平主膳」右の「主水」は高木主水正のことである(享保一九年の「享保武鑑」参照)。これは、各謁見者の姓名や献上品を將軍に披露する担当者と思われる。

(2) 東京帝国大学編纂『大日本古文書 幕末外国関係文書 附録之三』(東京帝国大学文学部史料編纂掛、一九二二年)。

(3) 深井雅海「將軍の言葉に見る格式―寛政四〜七年「御意之振」の紹介・分析を中心に―」(『徳川林政史研究所「研究紀要」五〇号、二〇一六年)。

(4) 深井雅海『日本近世の歴史3 網吉と吉宗』(吉川弘文館、二〇一二年) 二八一頁の表34参照。

(5) 『日本都市生活史料集成二 三都篇Ⅱ』(学習研究社、一九七七年)。

(6) 「村垣淡路守公務日記之八」、『大日本古文書 幕末外国関係文書 附録之四』(東京帝国大学文学部史料編纂掛、一九二六年)。

(7) 徳川黎明会編『徳川礼典録(下)』(復刻本、原書房、一九八二年)七〇〇頁。

(8) 『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、一九六四年～一九六六年)の二二

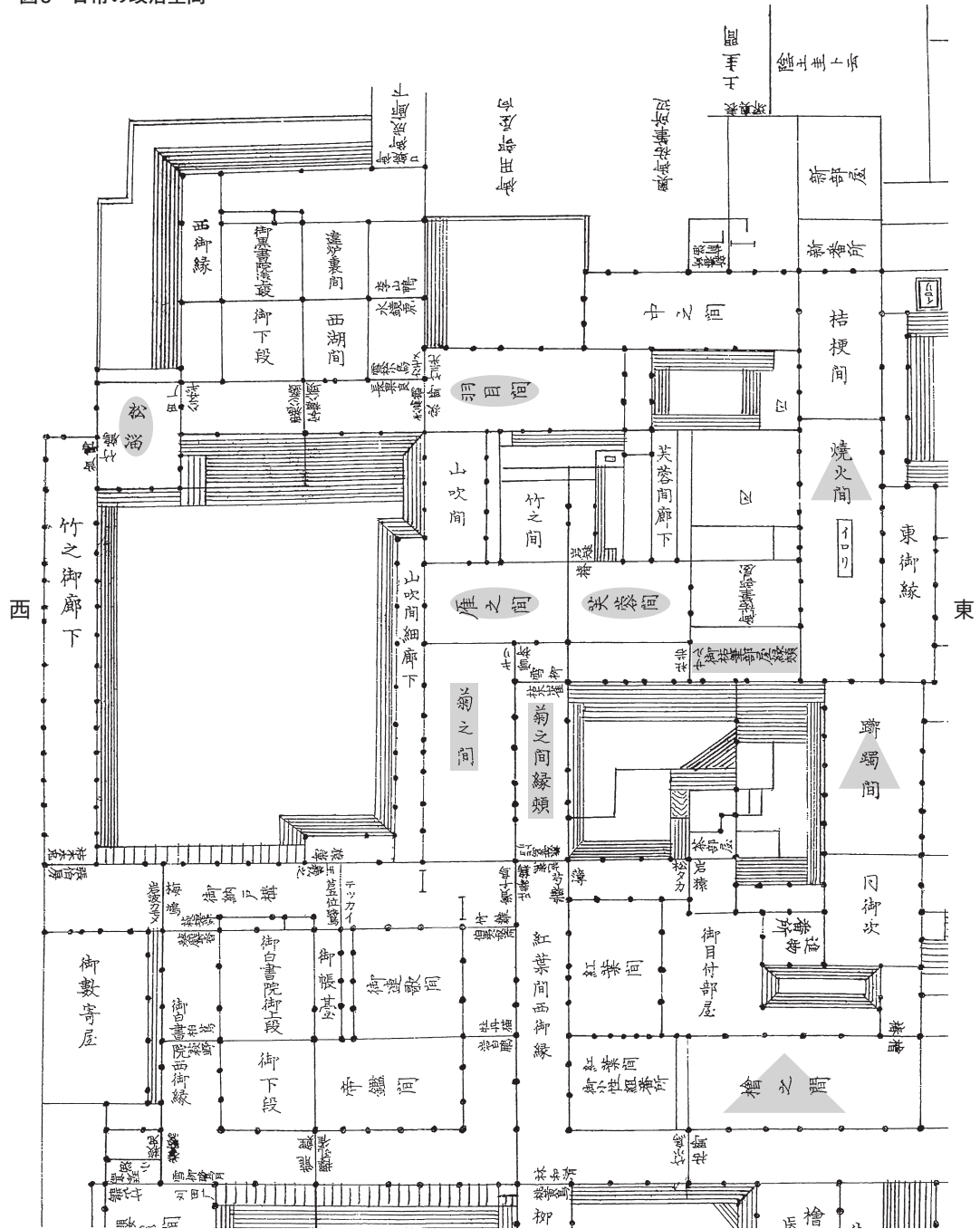
卷、二一七頁、「藤井智恒」の項には、「小普請の改役となり、拝謁をゆるさる。

元文三年七月二十四日班をす、められて小普請方に転じ」と記され、また、六卷

一〇五頁、「水野穠孝」の項にも、「小普請方の改役にうつり、拝謁をゆるさる。

元文三年十一月十九日班をす、められて小普請方となる」とある。

図8 日常の政治空間



江戸幕府の政治運営に見る格式

註 「御本丸表向御座敷絵図」(『徳川礼典録附図』)により作成。は格の高い部屋、は格の低い部屋、はその中間を示す。